

対象要件の詳細について

①東京23区に在住していた方、又は東京圏から23区に通勤していた方

(1) 東京23区とは

さくら市に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。「連続して5年以上在住」は、住民票等で確認できる必要があります。

(2) 東京圏から東京23区に通勤とは

以下のいずれも満たしている方をいいます

1. 栃木県に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏内に在住
2. 栃木県に住民票を移す3ヶ月前の時点で、連続して5年以上、東京23区に通勤
 - ・「連続して5年以上在住」は、住民票等で確認できる必要があります。
 - ・「東京圏」とは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のうち、条件不利地域以外の地域（下表）のことをいいます。
 - ・「連続して5年以上東京23区に通勤」とは、雇用者、法人経営者又は個人事業主として東京23区に通勤していたことをいいます。なお、雇用者としての通勤については、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

【確認について】

- ・勤務先が東京23区内であること、連続して5年以上通勤していたことは、退職した企業の就業証明書や、法定の退職証明書、離職票等で確認できる必要があります。
- ・連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、栃木県に住民票を移すまでの間に、東京23区外かつ栃木県以外の都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、「連続して5年以上東京23区に通勤」に該当しませんのでご注意ください。

②以下に記載した事項を全て満たして本市に移住した方

- (1) 栃木県移住支援事業実施要綱が施行された日（2019年4月15日）以降に本市に転入
- (2) 移住支援金申請時において、本市に転入後3ヶ月以上1年以内であること
- (3) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること

③就職又は起業を行った方

(1) 対象となる就職について

以下のいずれも満たしている必要があります

1. 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること
2. 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること（栃木県ではこちら（外部リンク）のサイトに掲載）
3. 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている

法人への就業でないこと

4. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3ヶ月以上在職していること
5. マッチングサイトに上記2の求人が移住支援事業の対象として掲載された日以降に上記法人の求人に応募したこと
6. 就業した企業等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
7. 転勤、出向、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

なお、移住支援金の対象となる就業先は、概ね以下のとおりです

※詳しくは「栃木県マッチング支援事業」HPをご覧ください

- ・官公庁でないこと
- ・資本金10億円以上の法人でないこと
- ・みなし大企業でないこと
- ・本社所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域にあること
- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業でないこと
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

(2) 対象となる起業について

栃木県が行う「とちぎまるごと創業プロデュース事業」(リンク)に係る起業支援金の交付決定を受けている必要があります。なお、移住支援金の申請は起業支援金の交付決定から1年以内に行う必要があります。

④その他の要件

1. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと
2. 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること